

平成29年度総務常任委員会行政視察報告書

期 日 平成29年7月31日（月）～8月2日（水）

視察地 北海道 美唄市 [7月31日]

北海道 札幌市 [8月1日]

北海道 旭川市 [8月2日]

視察者 総務常任委員会

委員長 紺野博哉

副委員長 内村忠久

委員 小出 亘

委員 細田智也

委員 永澤美恵子

委員 小島清人

委員 野口哲次

委員 平山五郎

所管部長

企画部長 加藤保夫

総務部長 栃木 潔

市民生活部長 田雑弘章

危機管理監 長谷川芳明

事務局（随行）

主 幹 石井英寿

視察事項

北海道 美唄市 「私債権の管理について」

北海道 札幌市 「危機管理と町内会（自治会）に対する支援」

北海道 旭川市 「シティプロモーションへの取り組み」

7月31日（月） 北海道 美唄市

〔人 口〕 22,437 人（平成 29 年 6 月 1 日現在）

〔面 積〕 277.69 km²

〔概 況〕

美唄市は札幌市と旭川市のほぼ中間に位置し、市内を南北に国道 12 号、道央自動車道、JR 函館本線が通っている。

昭和 25 年に市制が施行され、当時は三菱鉱業、三井鉱山といった大規模な炭鉱のほか、中小の炭鉱も多数あり、道内有数の石炭のまちとして栄え、ピーク時の昭和 31 年の人口は、およそ 9 万 2 千人だった。その後、エネルギーの主役が石炭から石油へと移行したことに伴い、昭和 38 年以降、次々と炭鉱が閉山となり、急激な人口減とともに主要産業も炭鉱から農業へと移行している。

国内でも有数の穀倉地帯で、米・麦・大豆のほか、グリーンアスパラガスやハスカップの生産地として知られている。観光資源として、豊かな自然や炭鉱遺産などが挙げられるが、とりわけラムサール条約登録湿地である宮島沼や閉山となった炭鉱地区にある旧美唄市立栄小学校を改築した安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄には、多くの観光客が訪れている。

【視察テーマ：私債権の管理について】

1 私債権管理条例（平成 28 年 12 月）制定の背景・経緯

(1) 私債権とは

地方自治法第 240 条に規定する債権のうち、契約等に基づく公債権以外の債権。貸付金や市営住宅使用料、上水道料金、市立病院医療費などがある。

(2) 条例制定の背景

法に基づき賦課から債権消滅までの一連の徴収業務を行うことができる公債権と違い、私債権は滞納処分終了後に徴収が困難と判断しても債権放棄を規定した条例がない場合、債務者からの時効の援用がないと債権の消滅ができない（民法第 145 条）。この部分が実務的な問題点となっていた。

また、市営住宅担当課や水道課等の取扱件数が多い部署は、徴収業務に精通しているが、他の私債権を取り扱う担当課によっては、対象件数も少なく、徴収業務に消極的な面が見受けられていた。

これらのことから徴収業務の指針となる私債権の管理徴収から債権の放棄までを規定した条例等を制定することで業務の推進を図り、同時に実務的な問題点を解消する必要があった。

(3) 条例制定の経緯

各債権の徴収が担当課ごとに分かれていることから、全庁的な債権の管理担当課という位置の財政課が条例制定作業をすることになっており、以前から条例制定の必要性は認識されていたが、職員が債権の徴収業務の知識に乏しく、制定に向けた作業が滞っていた。また、近隣の状況として、美唄市が属する空知総合振興局管内 10 市のうち 6 市がすでに条例を制定していた。

このような中、税務課経験が長い職員が財政課長となったことで、条例制定に向けた動きが一気に進んだ。

すべての私債権担当課を集めて話しをするには人数が多すぎることから、滞納がある私債権の担当課の課長をメンバーとして会議を開き、条例案を作成し、美唄市の業務決定の流れに従い、企画調整会議、政策会議を経て、議会へ上程した。

・パブリック・コメントについて

地方自治法の直接請求制度において、地方税等の賦課徴収や分担金、使用料、手数料の徴収に関する条例が対象外事項とされており、「財政に与える影響について十分な検討の無いまま負担軽減を求める意見が多く提出され、容易に修正すると財政的基盤を危うくするおそれがあると考えられる」ことから、金銭徴収に関する条例をパブリック・コメント手続きの対象外と、条例制定後、市報やホームページで市民に周知した。

2 私債権管理条例制定によるメリット・デメリット

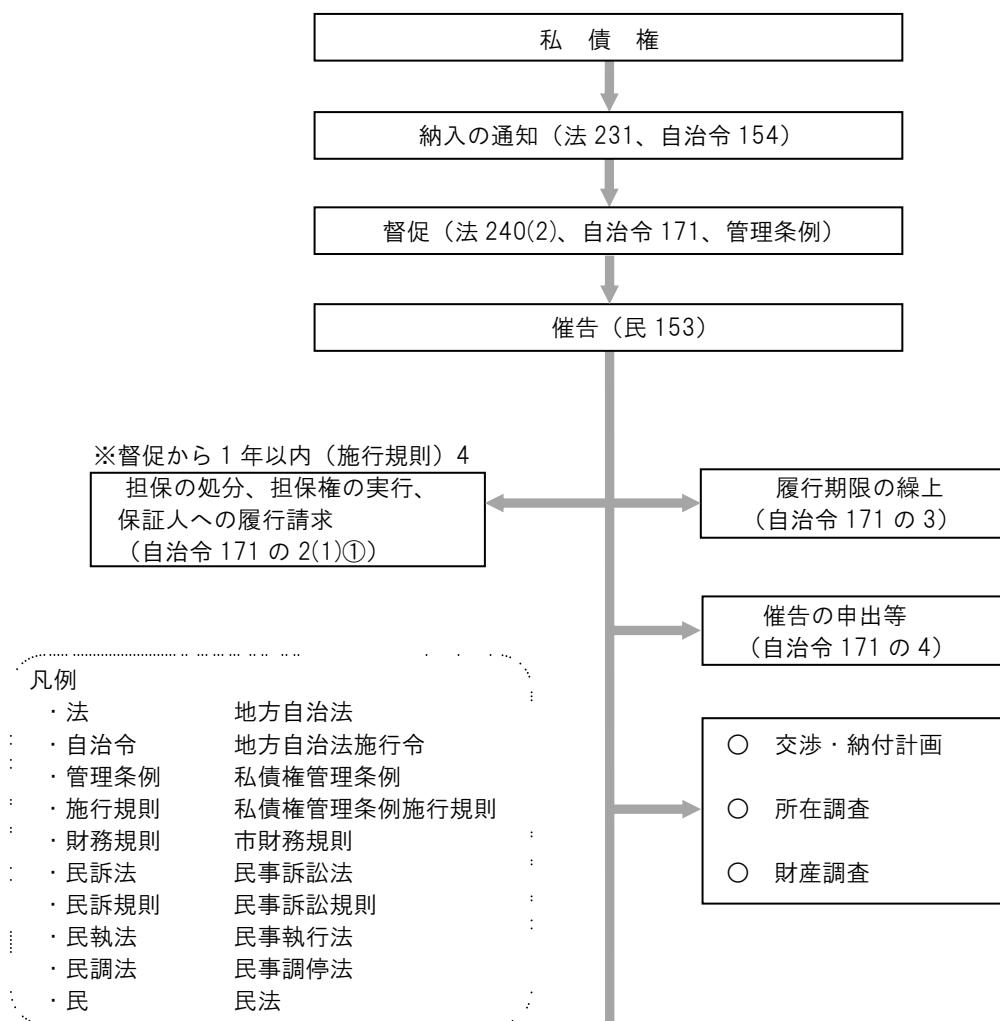
(1) メリット

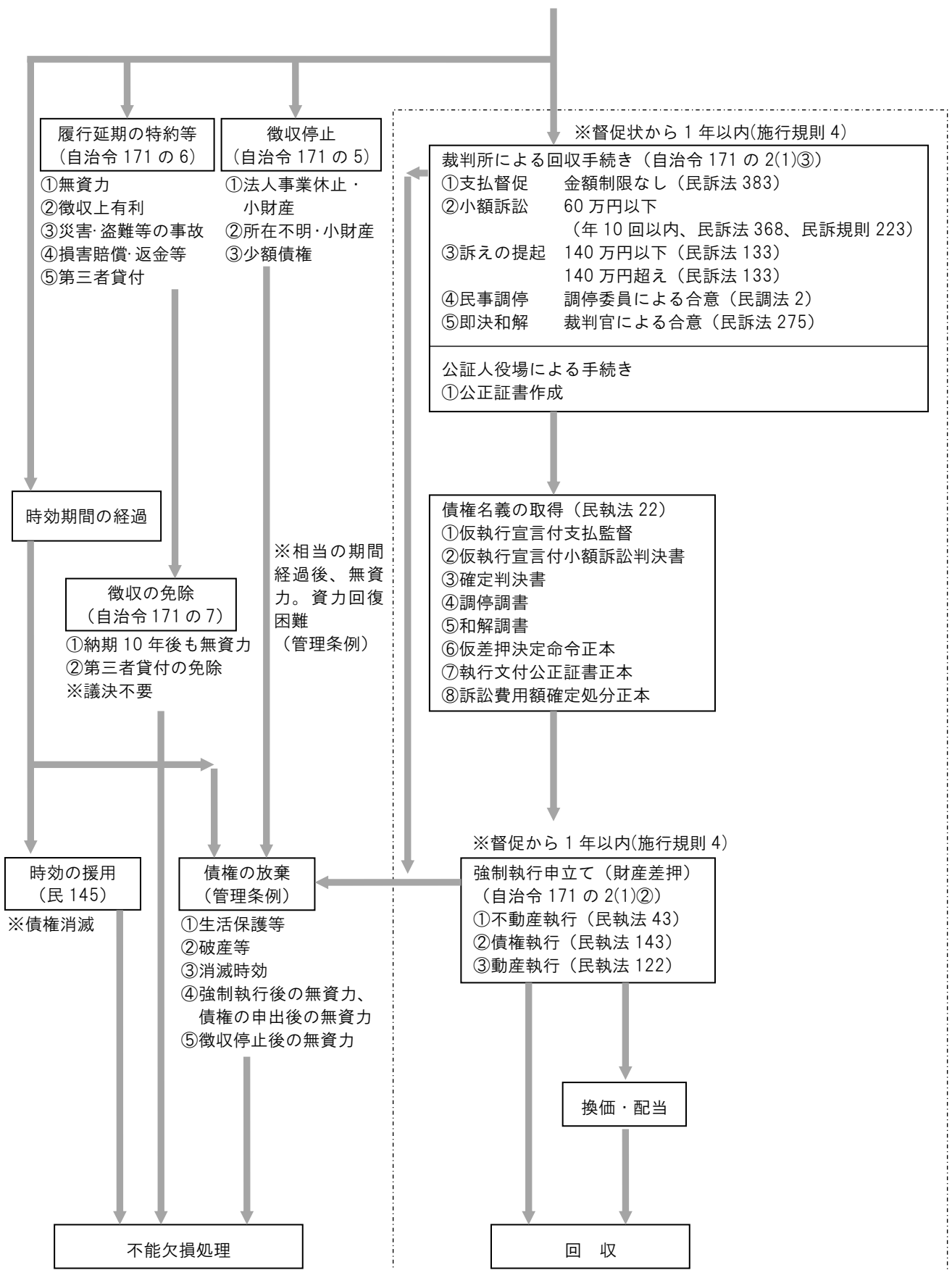
- ・ 条例制定の周知により、住民全体の財産である債権徴収に対する市の姿勢を市民に示すことができる。
- ・ 徴収業務担当課及び担当職員の徴収業務に対する意識向上が図られることから、滞納者に対する情報管理の徹底が今以上に図られ、適切な判断がされることで、徴収業務の推進につながる。
- ・ 債務者からの時効の援用が無くても、債権消滅が行える。

(2) デメリット

- ・ なし（安易な債権消滅は、行政業務として違反（処罰対象行為））

3 美唄市私債権管理条例制定後の私債権回収の流れ





●視察後の意見交換会

- 市に納めてもらう税金や料金について、公債権と私債権に分類され、公債権はさらに強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類されるといったこと、また滞納処分の手続きが違うといったことなど、今回の視察を通じて詳しく理解ができた。
- 美唄市では、各担当課における徴収業務に関する指針として私債権管理条例を制定した。入間市においても担当職員の異動や資質等に左右されず、効率的で公平な徴収業務を維持していくためには、指針となるべき何らかの規定は必要だと感じた。
- 今年度設置された債権回収対策室で、いずれ私債権の高額滞納者や悪質滞納者を引き受けるということで、徴収業務がより効率的になると捉えていたが、徴税吏員の資格だけでは私債権のみの滞納者に対する財産調査などができないとの説明を受けた。今後も各課において徴収業務を続けるのであれば、条例は必要だと感じた。
- 私債権のうち、水道料金や市営住宅使用料の徴収に関する取り組み状況を伺った。それぞれ私債権管理条例に則して滞納整理要綱を策定または改正し、業務にあたっているとのことだった。入間市も条例は無いがそれぞれ要綱等を定め、それにそって徴収業務を行っているが、私債権の種類により差がでないよう、基礎となる条例の制定も必要ではないかと感じた。
- 水道料金は滞納し続けると、最終的には給水停止をすることになるが、生命に関わることなので、徴収強化のための条例制定はせず、入間市においては現状のままでもよいのではないかと感じた。
- 同じ人がさまざまな種類の料金を滞納している場合、その人の個人情報是一元化して管理をするのが一番理想的な秘密保全になると思う。各部署で徴収を行っているということは、同じ人の個人情報をそれぞれが持っているということで、流失の危険性が高まると感じた。徴収業務における個人情報の扱い方については、入間市において今後、検討していくべき課題だと思った。
- 滞納徴収率が低くなっている背景があって私債権の取り組みの強化が始まったのだろうと推察できたが、徴収に取り組む姿勢は収納率が高いうちから公債権と同じでなければいけないと感じた。
- 私債権管理条例の制定は、徴収強化の側面があるだけでなく、滞納者本人からの時効の援用がなくても債権消滅ができるようになることから、本当に困窮している方の救済にもつながると感じた。

8月1日（火） 北海道 札幌市

〔人 口〕 1,962,064 人（平成 29 年 6 月 1 日現在）

〔面 積〕 1,121.26 km²

〔概 況〕

日本最北の政令指定都市。大正11年に市制が施行されて以来、9回の拡大を行っており、総面積は1,121.26km²で、全国の市（東京特別区含む）の中で5番目の人口を有し、北海道全体の人口の約3割強（約36%）を占めている。

市内の南西部には冬季オリンピック会場となった手稲山、天然記念物の藻岩原始林をもつ藻岩山、同じく天然記念物の円山原始林をもつ円山など、緑豊かな山地が市域の過半を形成している。東南部では、その南方に広がる山岳の噴火による火山灰で形成された月寒台地や野幌丘陵が展開している。北東部は、長い間の海進海退により古石狩湾が隆起してできた石狩低地帯が広がっている。南西部山地と東南部丘陵地の間を北部低地へ流れる豊平川によって形成されている豊平川扇状地は、市街地が発達してきた中心的な場所となっている。

約140年前に北海道開拓の拠点として創建されて以来、北海道の中核都市として発展し、経済、文化、行政などの都市機能が集積した大都市となった。

開拓当初から豊かな自然環境との調和を図りつつ、急激な人口増加とそれに伴う都市化の進展に合わせた計画的な市街地整備と、これに対応する交通基盤整備を進めるとともに、札幌圏域に位置する「新千歳空港」「苫小牧港」「石狩湾新港」などの国際的な交通拠点、道内航空網の拠点空港である「丘珠空港」、広域道路ネットワークなどの機能の拡充が図られてきた。

北海道新幹線の新函館～札幌間についても、1日も早い全線フル規格での開業を目指し、関係機関と連携し、各種誘致活動に積極的に取り組んでいる。

【視察テーマ：危機管理と町内会（自治会）に対する支援】

1 危機管理対策室

(1) 設置の背景

危機管理対策室が設置されるまでは、主に自然災害を対象とし、消防局が所管していた。平成13年9月に同時多発テロ、10月に炭疽菌テロが米国で起こ

った。また、フーリガンと呼ばれるサッカーの熱狂的ファンによる暴動が問題視されるなか、14年6月に札幌ドームでF I F Aワールドカップが開催された。15年3月にはイラク戦争が勃発し、同年、アジアを中心にSARSが流行した。多岐にわたる危機を統括して所管する組織が必要となり、札幌市では、平成16年4月に副市長直轄の組織として危機管理対策室を設置した。

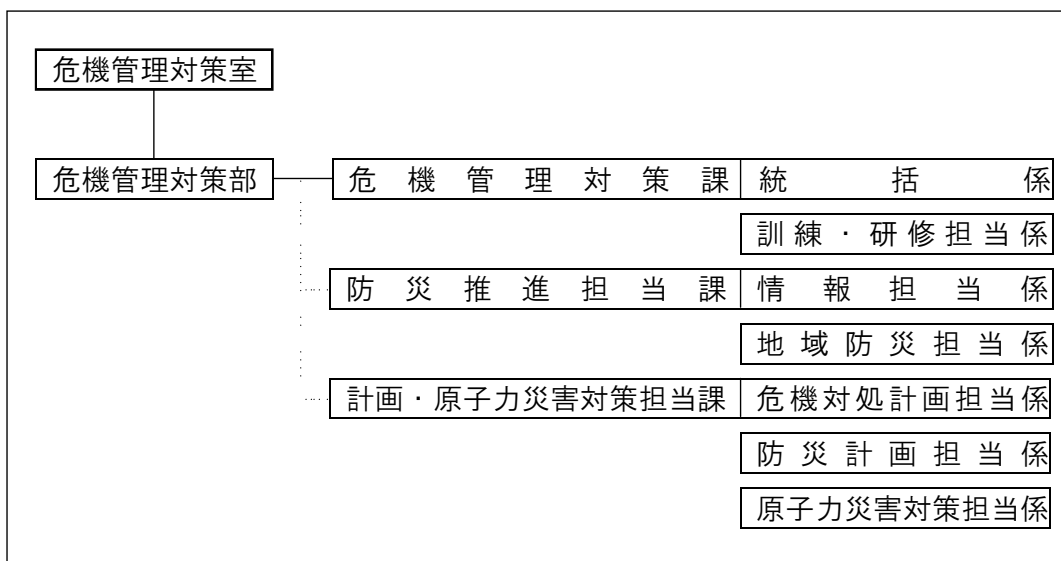
年 月	できごと
平成13年9月 10月	米国同時多発テロ 米国炭疽菌テロ
14年6月	FIFAワールドカップ（札幌ドームで開催）
15年3月	イラク戦争 アジアを中心とするSARSの流行
16年4月 同月 9月	札幌市危機管理対策室設置 イラク邦人拘束事件 台風18号災害（最大瞬間風速）
17年7月	ロンドンサミットで同時爆破テロ

危機管理対策室設置後すぐに起こった札幌市民がイラクで拘束された事件や同年9月の台風18号災害には危機管理対策室が中心となって対応した。

その後、2回の組織変更があり、平成29年4月から現体制となっている。

(2) 組織及び人員

危機管理対策室 現員数 20名



1部3課7係20人で構成されている。このほか、各種研修・訓練の企画立案や防災危機管理対応力強化のため、2名の非常勤職員（自衛隊OB）がいる。

(3) 所管事務

〔事務分掌条例〕 危機管理対策の統括に関する事項

〔事務分掌規則〕

- (1) 危機管理の総括調整に関すること
- (2) 地域防災計画に関すること
- (3) 危機管理に係るマネジメントシステムに関すること
- (4) 危機事象に関する情報の収集及び管理に関すること
- (5) 災害対策本部に関すること
- (6) 防災会議の庶務に関すること
- (7) 国民保護計画に関すること
- (8) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること
- (9) 国民保護協会の庶務に関すること
- (10) 部内の経理に関すること

〔対応する危機事象〕

地震災害、風水害、雪害、原子力災害、事故災害（放射性同位元素事故、航空機事故、道路事故災害、鉄道事故災害、危険物等事故災害）、国民保護事案、その他、危機事象（所管局の無いもの）

(4) 業務内容

① 災害情報の収集・伝達

災害に関する情報を市民等へ提供するため、有線系および無線系で構成される災害情報ネットワークを整備するとともに、災害時基幹病院や電力会社・ガス供給事業者等の防災関係機関と連携し、迅速・的確な情報収集・伝達体制を構築

② 避難場所の指定

災害対策基本法に基づき災害種別ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための「指定緊急避難所」を指定。洪水災害、土砂災害、地震災害については、市立小中学校や区体育館などから、立地条件、構造条件、管理条件などの指定基準を満たすものを指定し、大規模な火事についても同様に、大規

模公園や小中学校のグラウンドなどを指定。

また、被災者を避難のために必要な間滞在させるため、市立小中学校や区体育館、区民センターなどを「指定避難所」として指定。

③ 応急救援物資の備蓄と確保

札幌市地域防災計画の地震被害想定に基づき、災害発生後の24時間以内に緊急に対応しなければならない食料、寝袋、し尿凝固剤などの物資を、市内の倉庫等に分散して備蓄しているほか、市内の大手スーパーとの協定による物流備蓄の確保に取り組んでいる。

④ 防災訓練・研修等

災害発生に備えて、防災関係機関と連携し市民参加のもとで行う総合防災訓練や各区の防災訓練に加えて、市職員に対し、災害対策本部訓練、職員非常参集訓練などを実施するとともに、市職員、教職員および市民の三者による避難場所運営研修などを実施している。

訓練・研修名	対象者	概要
土砂災害・全国統一防災訓練	地域住民・関係機関	土砂災害の発生を想定した避難・情報伝達訓練
職員非常参集訓練	各局区職員・教職員	夜間・休日の防災を想定の避難所運営に係る参集訓練
札幌市総合防災訓練（全市）	各局区職員・関係機関・地域住民	直下型地震の発生を想定し、市職員・関係機関・地域住民が連携した災害対応訓練
区防災訓練（各区）	各区職員・関係機関・地域住民	同上 ※規模は総合防災訓練より小さい。
札幌市災害対策本部訓練（全市）	各局区職員・関係機関	札幌市及び関係機関が連携した災害対策本部訓練
区災害対策本部訓練（各区）	各区職員	各区に設置する災害対策本部訓練
所属訓練（随時）	危機管理対策室職員	所属内における警戒配備の実働訓練等
避難場所運営訓練	各区職員、教職員、地域住民	避難所となる小中学校の施設確認、HUGの実施
防災担当者実務研修（随時）	各局区職員	防災担当者が使用するシステムの説明等
防災危機管理トップセミナー	市長以下、幹部職員	学識経験者等の講演
職員研修	各局区職員・教職員	新採用職員及び新任教頭に対する防災研修等

⑤ 防災意識の普及啓発

災害に対する備えを確かなものにするために、ハザードマップや防災パンフレットの配布、ホームページ、コミュニティFM等を活用した情報の提供、出前講座の実施などにより、防災意識の普及啓発に努めている。

2 地域（町内会）への支援

(1) 防災資機材の助成

自主防災組織を結成した町内会等に対して、申請に基づき、消火、救出・救護活動に必要な防災資機材を助成している。

※防災資機材の内容

組立式水槽、バケツ、モンキーレンチ、シャベル、ジャッキ、担架、ヘルメット等

※助成状況

自主防災組織結成数 1,856 団体
うち助成数 1,592 団体（85.7%）

(2) 防災リーダー研修

地域における自主防災活動の中心的な役割を担う「防災リーダー」に対して、各区において研修を実施している。

※主な研修内容 ・学 科・・・自主防災活動の概要
・実 技・・・消化訓練、救出・救護訓練
・その他・・・講演会 等

※前年度実績 参加者数 1,094 名（14 回）

(3) D I G ・ H U G

D I G（簡易型図上訓練）の進行役を「D I G マスター」として養成・認定しているほか、毎年フォローアップ研修を実施している。

D I G マスターの地域活動の幅を広げるべく、H U G（避難所運営ゲーム）の進行役も役割として追加した。

(4) 地区防災計画作成支援

地区防災計画の取組を推進するため、モデル地区事業として、市内 2 地区でワークショップ等を実施し、地域の防災意識の醸成を図りながら、段階的な計画作成支援に取り組んでいる。

3 課題と今後の取り組み

- ・引き続き、防災に対する市民意識の向上のための訓練・研修等の実施
- ・大規模災害時における北海道との連携強化のため、「北海道・札幌市合同防災訓練」の実施
- ・災害時における観光客に対する支援策の検討

●視察後の意見交換会

- 札幌市は大都市だけあって、自主防災組織の細部までは把握していないようだったが、さまざまな危機を大所高所から統括するといった面では見習うべき点も多く、今後、入間市の危機管理監にも求められると感じた。
- 札幌市では平成 16 年に多岐にわたる危機を統括して管理するため、副市長直轄の組織として危機管理対策室が設置された。雪害や原子力災害など、対応する危機事象や人口規模に違いはあるものの、入間市の危機管理監や危機管理課の役割や業務を今後確立していくにあたって大変参考になったと思う。
- 市域が広く、災害発生時には全市同様な支援が行えないことから、札幌市では市民に対し、災害発生時には情報をいろいろな方法で配信するので、自らとりに来てくださいということを普段から説明しているというのが印象的だった。
- 札幌市では、入間市と同様に町内会（自治会）を基に自主防災組織が結成されているが、町内会長とは別に自主防災活動の中心的な役割を担う防災リーダーがいる。自治会長の負担軽減の側面からも、入間市でも参考にしてほしいと感じた。
- 観光客に対する災害時の支援策がまだ進んでいないという話や季節によってさまざまな災害があると聞き、入間市はこういう観光都市に比べれば、危機管理がしやすいまちだと感じた。
- 札幌市ではDIGやHUGといった実践に即した訓練を実施している。入間市は防災訓練に約 2 万人が参加していることは、すごく素晴らしいが、自主防災会によっては毎年同じような初期消火訓練で終わってしまっているのが残念に思う。
- 札幌市では地域に対する支援として、避難場所運営研修を実施している。近年の全国各地での豪雨災害等を考えれば、入間市においても避難生活が長く続くことを想定した訓練等も必要ではないかと感じた。
- 札幌市では災害情報アプリを配信するという話を聞き、スマホを持っている方も多いので入間市でも災害情報アプリなどを配信すると、もう少し意識が高まるのではないかと感じた。

8月2日（水） 北海道 旭川市

〔人 口〕 341,089 人（平成 29 年 6 月 1 日現在）

〔面 積〕 747.66 km²

〔概 況〕

北海道のほぼ中央に位置し、大雪山連峰を水源とする石狩川が市の中央部を貫流し、忠別川、牛朱別川及び美瑛川など大小約160以上の河川が合流している。

明治23年9月20日に上川郡に初めて旭川村、永山村、神居村の3村が置かれ、明治24年から開発の尖兵として屯田兵が入植し、旭川は上川地方の中心として開拓が進められた。明治31年には鉄道が開通、明治33年には旭川村から旭川町に改称され、翌年の明治34年には札幌から第7師団が移駐するなど、産業・経済の基盤が成立し、道北の主要都市となった。

大正11年8月に市制施行、昭和30年から近隣町村との合併が進み、昭和45年に人口30万人、昭和58年には人口36万人を超え、札幌に次ぐ北海道第2の都市となった。

また、主要国道4本、JR4線の始終点となっているほか、平成2年10月に道央自動車道が旭川まで開通、さらに平成9年2月には旭川空港において2,500m滑走路が供用開始されるなど、北北海道の中核都市のみならず、道北・道東地域の商業流通の拠点都市として着実に発展を遂げている。

平成12年4月1日には道内初の中核市に移行するとともに、「人が輝く北の文化のかおるまち」を目指す都市像として掲げ、住み続けたいと思えるまちづくりを進めている。

【視察テーマ：シティプロモーションへの取り組み】

1 新・旭川市広報広聴戦略プラン

(1) 策定の背景・経緯

旭川市では、環境の変化に対応し、限られた予算の中での確かな広報活動を展開するための指針として、平成22年4月に「旭川市広報戦略プラン」を策定した。

平成25年5月には、同プランを継承するとともに、「広報」と「広聴」をより効果的に展開していくため、「旭川市広報広聴戦略プラン」を策定した。このプランでは、「市民との絆を強め、全国に旭川を売り込む、攻めの広報広聴」を基本目

標に、「職員一人一人の意識改革」「市民の理解と協働につながる広報広聴活動の充実」「まちの魅力の再発見と発信強化」の3つを基本戦略として定めた。

平成27年度のこのプランの終了にあわせ、体系、基本目標、基本戦略等を見直し、改訂版として、「新・旭川市広報広聴戦略プラン」を策定した。

(2) 基本目標 「市民と市役所 旭川と世界をつなぐ 広報広聴の深化と進化」

第8次旭川市総合計画で目指す都市像「世界にきらめくいきいき旭川～笑顔と自然あふれる北の拠点～」の実現に向け、市民と行政が情報を共有し、さらなる市民主体のまちづくりを推進するとともに、市の魅力を国内外に発信するため、市民とのコミュニケーションや国内外に向けたシティプロモーションを強化するなど、広報活動と広聴活動の更なる深化と進化を図る。

(3) 基本戦略

次の3つを基本戦略として取組を進めている。

《基本戦略1》市民とのコミュニケーション強化

市政に対する市民の理解や信頼が高まるよう、市民との情報の共有化を積極的に進め、市民に「伝わる広報」を目指して、広報の質を高める。

さらに、市政の重要課題に関する情報を積極的に発信するとともに、市民のニーズを的確に把握し、市政に反映させるなど、広報と広聴の連携を図る。

《基本戦略2》旭川ブランドの発信力強化

人口減少社会において、持続可能なまちづくりを進めていくためには、定住人口の維持、交流・移住人口の増大、地場産品の販路拡大、企業誘致による雇用の創出などにより、地域を活性化させることが重要。そのため、北北海道地域を国内外の多くの人に知ってもらい、関心を持ってもらえるよう、様々な広報媒体を効果的に活用し、地域の魅力を積極的に発信する。

《基本戦略3》職員と市役所の広報広聴力強化

市民参加と協働のまちづくりを推進していくためには、市政情報の積極的な発信や市民参加の機会の確保など、広報広聴活動を強化することが重要。そのため、職員一人一人の広報広聴活動に対する意識と技術の向上を目指し、効果的に広報広聴活動を展開するため、各部局の連携強化を図る。

(4) 指標と目標値

達成状況を計る指標及びプラン最終年度(平成 31 年度)の目標値は次のとおり。

指標	現状値 (27 年度)	目標値 (31 年度)
旭川市への愛着度 (旭川市に愛着や親しみを感じる市民の割合)	77.8%	78.0% (0.2)
まちづくりへの関心度 (まちづくりに関心がある市民の割合)	73.0%	75.0% (2.0)
広報誌の閲読率 (1 年に 1 回以上広報誌を読んでいる市民の割合)	90.2%	100.0% (9.8)
ホームページの閲覧率 (ホームページを見たことがある市民の割合)	35.7%	40.0% (4.3)

2 広報活動と広聴活動の現状

(1) 広報活動

○ 広報誌 (こうほう旭川市民「あさひばし」)

毎月 1 回発行 (163,200 部)。民間事業者又は市民委員会を通じて全戸配布しているほか、公共施設等に配置。また、点字広報誌や声の広報を発行。さらに、ホームページや民間企業が運営する電子書籍サービスでも閲覧可能。

○ 旭川市勢要覧

毎年 1 回発行 (1,000 部)。市の概要やまちづくりの取組等について、写真・統計資料などを用いて紹介。

○ 暮らしの便利帳

隔年発行。全戸配布のほか転入者に配布。市民生活を送る上で必要な各種手続をはじめとする行政情報や地域情報を分かりやすく紹介。作成費用は、共同発行事業者が市内企業等から募集する広告収入により当該事業者が負担。

○ 旭川市民ニュース (S T V)

毎週土曜日の午前 11 時 54 分から 4 分間、道北エリアで放送。旭川市内で行われたイベントや市の取組を紹介。放送後、ホームページで視聴可能。

○ マイタウンあさひかわ (H B C)

毎月第 4 日曜日の午前 6 時 30 分から 15 分間、全道で放送。旭川の魅力を情報発信。放送後、ホームページで視聴可能。

○ わくわくライフ旭川 (旭川ケーブルテレビポテト)

毎週土曜日の午後 1 時から 30 分間放送の「あさひかわ情報局」番組内の

15 分間、ケーブルテレビの視聴エリア内で放送。旭山動物園情報や子育て情報、市からのお知らせなど、地域に密着したきめ細かな情報を発信。

○ 市政情報番組（FMリバー）

毎月第 1～3 木曜日の午後 4 時から 5 分程度、「市からのお知らせ」を放送。また、毎月第 4 木曜日の午後 4 時から 15 分程度、「西川市長のまさに一言」を放送。市長が出演し、市の重点的取組などについて対談形式で情報発信。

○ 旭川市ホームページ

市政情報や各種手続に関する情報の提供を行うとともに、市の魅力に関する情報を国内外に広く情報発信（自動翻訳により外国語対応）。CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）により、各部局において迅速かつタイムリーな情報発信が可能。

○ 定例記者会見

原則毎月 1 回開催。市政記者会加盟の 17 社が対象。

○ 記者発表（レクチャー）

必要に応じ随時開催。市政記者会加盟の 17 社が対象。

○ 報道依頼

各部局において、イベント情報など広くお知らせしたい情報について随時実施。

○ 民間企業の広報媒体の活用

旭川信用金庫の本支店内に設置されている店頭モニターやイオンモール旭川駅前に設置されているデジタルサイネージ等を活用し、市政情報や市の魅力等について情報発信している。

このほか、次のソーシャルメディアを活用して、各課（所）が情報発信をしている。

- Facebook（フェイスブック）… 広報広聴課、神居支所、防災課、観光課、旭山動物園、科学館 他
- twitter（ツイッター）… 神居支所、旭山動物園、水道局 他
- ブログ … 地域振興課、学務課
- You Tube（ユーチューブ）… 広報広聴課、旭山動物園
- USTREAM（ユーストリーム）… 旭山動物園

(2) 広聴活動

○ まちづくり対話集会

市長が市民との対話を通じて市政やまちづくりに対する意見、提言、アイデア等生の声を聞き、市政に反映させる。

○ 市民の声

個人、団体、地域から市政に関する陳情、要望、意見などの「市民の（陳情・要望）声」を、文書、電話、面談などで受け付け、市政に反映させる。

○ 市長への手紙

市長への手紙を通じて市政に対しての意見やアイデアなどを広く聞き、市政に反映させる。

広報紙への折り込みや主な市有施設に備えた応募用紙のほか、インターネット（まちづくり電子提案箱）などにより、意見を寄せてもらう。

○ 「市民の声」受付箱

受付箱を市庁舎、各支所、東部まちづくりセンターに設置し、市政やまちづくりに関する意見、要望のほか、市民が市役所などを訪れて気づいたことなど、広く市民の声を聞き、市政に反映させる。

○ 市民アンケート調査

市政や市民生活に対する市民の意識、関心などをアンケート調査により把握し、意識の変化や傾向を分析することにより、市政に反映させる資料として活用する。

○ 市政モニター制度

市政や市民生活に関わりの深い課題等に対する市政モニターからの意見などを、インターネットを利用して実施するアンケート調査により把握し、市政に反映させる資料として活用する。

3 今後の取り組み

- ・ 職員の意識啓発と広報技術の向上のため、より実践的な広報研修の充実や広報広聴マニュアルを整備する。
- ・ 自然災害や事故など危機の発生に備え、迅速で的確な情報発信ができるよう危機管理広報のためのマニュアル整備や、報道機関への対応力を高める。
- ・ 各広報媒体の役割と位置付けの明確化、広報対象や発信する情報の絞り込み、効率的で効果的な広報の在り方を検討する。

- ・旭川市をはじめとする北北海道地域について、国内外の多くの人からさらに認知してもらえるよう、シティプロモーションの推進について検討する。

●視察後の意見交換会

- 旭川市においても入間市と同様に利用できる広報媒体として、広報誌やホームページやSNS等のインターネット、報道機関への情報提供など、特別な広報媒体はない中で、外国人向けに映像と音楽だけで作成した旭川市のプロモーション動画を配信するなど、既存の広報媒体で効果的な情報発信をしていると感じた。
- 旭川市の広報紙には「あさひばし」という名前がついている。市や広報紙にも愛着をもってもらうように市を代表する橋の名前を付けていると聞き、ちょっとしたことではあるが、工夫が感じられた。
- 市の予算を使っている以上、市民に向けて必要な情報を提供するのが、市における広報の基本的なあり方だと思うが、今後の人口減少社会にあっては、入間市においても移住・定住促進や観光客誘致のため、市外に向けた情報発信も必要だと感じた。
- 旭山動物園は、行動展示に切り替えるという発想の転換によって全国的に有名になった。既存の地域資源であっても、PRの仕方や工夫次第で人をひきつけることができると感じた。
- 旭山動物園には、今では多くの外国人観光客が訪れている。ターゲットを絞り、効果的にPRした成果だと感じた。
- 市町村魅力度ランキング28位の旭川市においてもシティプロモーションに力を入れている。今後、所沢市に株式会社KADOKAWAによる「ところざわサクラタウン」や飯能市にムーミンパークができる中で入間市が埋没しないようにするには、相当、力を入れてシティプロモーションをしなければならないと感じた。
- 旭川市では北北海道地域の自治体とも連携して観光客の集客に取り組んでいる。入間市でもダイア4市と連携した取り組みにも力を入れる必要があると感じた。
- 入間市では、今後、新たに目玉となる観光施設を造ることは難しく、観光地として集客増を目指すというよりも、定住促進のため住みやすさをPRしていくべきと感じた。